

高病原性鳥インフルエンザの営農技術対策

平成26年11月26日
北海道農政部

衛生管理を徹底するため次の点をチェックする。

- | | |
|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 畜舎や器具の清掃、消毒 | <input checked="" type="checkbox"/> 野生動物や害虫の侵入防止 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 畜舎に出入りする際の手指、作業衣等の消毒 | <input checked="" type="checkbox"/> 出荷の際の家畜の健康診断 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 飼料や水への排せつ物の混入防止 | <input checked="" type="checkbox"/> 異常家畜の早期発見・早期通報 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 導入家畜の隔離 | <input checked="" type="checkbox"/> 過密な状態での家畜の飼養回避 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 人や車両の出入り制限・消毒 | <input checked="" type="checkbox"/> 伝染病に関する知識の習得 |

1 衛生管理の徹底

高病原性鳥インフルエンザの発生を未然に防止するため、外来者の衛生管理区域及び施設への立入制限等の実施や、鶏舎内外の定期的な清掃・消毒等の飼養環境の衛生管理、感染源となる動物の侵入を防止するためのフェンス、ネット等の設置・補修、衛生害虫の発生防止など、外部からの病原体の侵入防止に努め、異状を発見した場合には家畜保健衛生所や獣医師に直ちに通報する。

2 衛生対策

- (1) 家畜の伝染性疾病は「持ち込まない、広めない、持ち出さない」対策を徹底する。鶏舎内に入る場合は、専用の作業着と長靴に交換するなど衛生管理を徹底する。
 - (2) 野鳥が病原菌を持ち込まないように、出入り口や開口部にネット設置などの対策を実施する。
 - (3) 飼養管理衛生基準に示された、衛生管理区域（鶏舎周辺）とその他区域（住宅など）を明確に区分し、境界には踏み込み消毒槽を設置する。
 - (4) 農場関係者以外の者の衛生管理区域内への出入りを原則禁止する。やむを得ず衛生管理区域内に入場させる場合、訪問履歴を確認した上で、必要な防疫対応をしっかりと行う。
 - (5) 農場の衛生管理を保つため、農場敷地や鶏舎内の効果的な消毒を徹底する。特に、車輛については、出入り口への消石灰の散布など車輛外部の消毒のほか、運転席足元等車輛内部の衛生にも留意する。衛生管理区域への入退場者及び車輛の記録は確実にを行う。
 - (6) 飼養家畜の観察は毎日行い、異常家畜の早期発見・早期通報に努める。
 - (7) 消毒用の生石灰は、水と接触すると高温に発熱することから、袋は常に密閉状態を保ち、湿気の少ない場所の台の上に積んで保管し、周囲に燃えやすい物を置かないよう保存する。
- 指導に当たっては、別添「高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するための重要ポイント！」を参照してください。